

★ 広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（統計課）

一 改正の要旨

元号を改める政令が令和元年五月一日から施行されたことに伴い、人口移動統計調査乙調査票及び市区町要計表の様式の改正を行った。

二 施行期日

令和元年五月二十日